

平成31年度 総合評価落札方式の評価基準の 見直しについて（工事）

平成31年 3月 28日
中部地方整備局 港湾空港部

- ◆平成31年 4月 1日以降に公告する工事より適用するものです。
- ◆本方針に基づき個別の工事に適用される評価項目等は、各工事の入札説明書を参照してください。
- ◆本方針の内容は変更する場合がありますので、以下ホームページでご確認願います。
- ◆問い合わせ窓口
 - 中部地方整備局港湾空港部：pa.cbr-nyuusatsu@mlit.go.jp（担当：品質確保室）
 - 本資料に対する質問と回答は、中部地方整備局港湾空港部入札・契約情報ホームページ（<http://www.pa.cbr.mlit.go.jp/20/21/26/>）に掲載します。

目 次

1. 配置予定技術者の能力等の基準見直しについて	
・ 加点评価対象資格の見直し	1
2. その他基準関係の見直し事項について	
・ 企業及び技術者の登録実績提出時における簡素化	7
・ 「より同種」の実績を求める際の数値要件の丸め処理について	9

配置予定技術者の能力等の 基準見直しについて

1. 配置予定技術者の能力等の基準見直しについて

方針 技術者の加点評価対象資格の見直し

技術者の加点評価対象資格について、「海上工事施工管理技術者」を海上工事において配置する場合に加点評価を実施しているところだが、当該資格における各類型に対し、工事内容に応じてそれぞれ加点対象資格として設定できる形に見直す。

WTOを除く全工種に適用

現行基準

- 技術者における加点評価対象資格の「海上工事施工管理技術者」については、海上工事において配置予定主任（監理）技術者が当該資格を保持していた場合に加点評価する。

新基準

- 配置予定主任（監理）技術者における加点対象資格の「海上工事施工管理技術者」について、当該資格の内容に準じ、それぞれ海上工事における浚渫工事（Ⅰ類）、コンクリート構造物工事（Ⅱ類）、鋼構造物工事（Ⅲ類）に分類し、工事種別に応じて加点対象資格として設定、加点評価するものとする。

1. 配置予定技術者の能力等の基準見直しについて

現状

	資格	適用工事 ※2
①	海上工事施工管理技術者	海上工事が含まれる場合に適用
②	空港工事施工管理技術者	空港工事の場合に適用
③	舗装施工管理技術者	工事に舗装が含まれる場合適用
④	コンクリート技士・コンクリート主任技師	工事にコンクリートの施工が含まれる場合適用
⑤	プレストレストコンクリート技士	工事にプレストレストコンクリートの施工が含まれる場合適用
⑥	海洋・港湾構造物維持管理士	防波堤、岸壁等の改良工事に適用
⑦	技術士（建設－土質及び基礎） （総合監理－土質及び基礎）※1	地盤改良工等が含まれる場合に適用
⑧	技術士（建設－鋼構造及びコンクリート） （総合監理－鋼構造及びコンクリート）※1	鋼構造物製作、設置又はコンクリートの施工が含まれる場合適用
⑨	技術士（建設－河川、砂防及び海岸・海洋） （総合監理－河川、砂防及び海岸・海洋）※1	海岸保全施設の工事に適用
⑩	技術士（建設－港湾及び空港） （総合監理－港湾及び空港）※1	港湾施設、空港施設の工事に適用
⑪	技術士（建設－道路） （総合監理－道路）※1	道路施設（道路橋含む）の工事に適用

※1 配置予定技術者としての要件資格に申請する場合、評価の対象としない。

※2 対象資格は、工事内容を考慮し工事毎に個別に設定する。

※3 ①～⑪以外の資格についても工事に有効な資格と判断される場合は、評価対象資格として設定する。

※4 「浚渫」、「コンクリート構造物」、「鋼構造物」の内容については、別表のとおり

見直し後

	資格	適用工事 ※2
①	海上工事施工管理技術者：Ⅰ類「浚渫」	海上工事のうち「浚渫」が含まれる場合に適用※4
②	海上工事施工管理技術者：Ⅱ類「コンクリート構造物」	海上工事のうち「コンクリート構造物」が含まれる場合に適用※4
③	海上工事施工管理技術者：Ⅲ類「鋼構造物」	海上工事のうち「鋼構造物」が含まれる場合に適用※4
④	空港工事施工管理技術者	空港工事の場合に適用
⑤	舗装施工管理技術者	工事に舗装が含まれる場合適用
⑥	コンクリート技士・コンクリート主任技師	工事にコンクリートの施工が含まれる場合適用
⑦	プレストレストコンクリート技士	工事にプレストレストコンクリートの施工が含まれる場合適用
⑧	海洋・港湾構造物維持管理士	防波堤、岸壁等の改良工事に適用
⑨	技術士（建設－土質及び基礎） （総合監理－土質及び基礎）※1	地盤改良工等が含まれる場合に適用
⑩	技術士（建設－鋼構造及びコンクリート） （総合監理－鋼構造及びコンクリート）※1	鋼構造物製作、設置又はコンクリートの施工が含まれる場合適用
⑪	技術士（建設－河川、砂防及び海岸・海洋） （総合監理－河川、砂防及び海岸・海洋）※1	海岸保全施設の工事に適用
⑫	技術士（建設－港湾及び空港） （総合監理－港湾及び空港）※1	港湾施設、空港施設の工事に適用
⑬	技術士（建設－道路） （総合監理－道路）※1	道路施設（道路橋含む）の工事に適用



1. 配置予定技術者の能力等の基準見直しについて

○海上工事施工監理技術者の資格分類について

8. 試験の分類

海上工事施工管理技術者の試験は、資格認定の専門分野に応じて、以下の3分類に分かれています。

- 海上工事施工管理技術者 I類（浚渫）
- 海上工事施工管理技術者 II類（コンクリート構造物）
- 海上工事施工管理技術者 III類（鋼構造物）

注) 受験には、受験する資格認定分類に対応した海上工事の実務経験が必要です。
実務経験として認められている工種の詳細を「9. 受験資格」で確認の上、申し込んでください。

(1) I類: 浚渫

海上工事(大工種)	I類の対象工種	主要作業船
浚渫工(航路・泊地)	ポンプ浚渫工	ポンプ浚渫船
	グラブ浚渫工	グラブ浚渫船
	硬土盤浚渫工	硬土盤グラブ船
	岩盤浚渫工	砕岩兼用グラブ船、砕岩船
	バックホウ浚渫工	バックホウ船
構造物撤去工	海上撤去工(航路・泊地)	起重機船、クレーン付台船、グラブ船

1. 配置予定技術者の能力等の基準見直しについて

(2) II類:コンクリート構造物

海上工事(大工種)		II類の対象工種	主要作業船	
基礎工		基礎捨石工	ガット船、クレーン付台船	
本体内	ケーソン式	ケーソン製作工(海上施工)	フローティングドック、ドルフィンドック、クレーン付台船	
		ケーソン進水据付工	クレーン付台船、引船(据付)、ガット船	
	ブロック式	本体ブロック据付工	起重機船、クレーン付台船	
		場所打式	場所打コンクリート工	ミキサー船、クレーン付台船
			水中コンクリート工	ミキサー船、クレーン付台船
			プレパックドコンクリート工	ミキサー船、クレーン付台船
	水中不分離性コンクリート工		ミキサー船、クレーン付台船	
	捨石・捨ブロック式	本体捨石工	ガット船、クレーン付台船	
捨ブロック工		起重機船、クレーン付台船		
沈埋トンネル	沈埋トンネル据付工	沈埋函沈設用台船、起重機船、クレーン付台船		
上部工		上部コンクリート工(海上施工)	ミキサー船、起重機船、クレーン付台船	
海上地盤改良工 (コンクリート構造物の基礎施工)		床掘工	浚渫船、ガット船	
		圧密・排水工	サンドドレーン船、ペーパードレーン船	
		締固工	サンドコンパクション船	
		固化処理工	深層混合処理船	
消波工		消波ブロック据付工	起重機船、クレーン付台船	
橋梁下部工	基礎工	ケーソン工	クレーン付台船、引船(据付)	
	橋台・橋脚工	橋脚コンクリート工	クレーン付台船、ミキサー船	
構造物撤去工		基礎撤去工	起重機船、クレーン付台船、グラブ船、ガット船	
		本体内撤去工	起重機船、クレーン付台船、グラブ船	
		ブロック類撤去工	起重機船、クレーン付台船	
		上部撤去工	起重機船、クレーン付台船	
その他の海上工事		I類、III類へ分類ができない工事。		

1. 配置予定技術者の能力等の基準見直しについて

(3) Ⅲ類:鋼構造物

海上工事(大工種)		Ⅲ類の対象工種	主要作業船
本体内	鋼矢板式	鋼矢板工	杭打船、クレーン付台船
	鋼杭式	鋼杭工	杭打船、クレーン付台船
	鋼製セル式	鋼製セル設置・打設工	起重機船、クレーン付台船
	ジャケット式等その他の鋼構造	鋼杭工、ジャケット等製作・据付工	起重機船、杭打船、クレーン付台船、ガット船、ミキサー船
	浮棧橋	鋼杭工	杭打船、クレーン付台船
海上地盤改良工 (鋼構造物の基礎施工)		床掘工	浚渫船、ガット船
		圧密・排水工	サンドドレーン船、ペーパードレーン船
		締固工	サンドコンパクション船
		固化処理工	深層混合処理船
橋梁下部工	基礎工	鋼管矢板基礎工	杭打船、クレーン付台船
		鋼管杭打工	杭打船、クレーン付台船
構造物撤去工		鋼管杭等撤去工	起重機船、クレーン付台船、杭打船、クラブ船
		ブロック類撤去工	起重機船、クレーン付台船
		上部撤去工	起重機船、クレーン付台船

その他基準関係の見直し事項について

2. その他基準関係の見直し事項について

①工事实績データ資料添付の簡素化

企業及び技術者の工事实績データ資料の添付について、業界要望を踏まえ、競争参加者の業務効率化に配慮し、基本的に実績についてコリンズ登録番号のみの記載でよい形に改めるものとする。

※競争参加者において、コリンズ登録番号のみの記載では実績の内容証明に不足があると思料される場合は、当該案件における仕様書及び施工計画書等を別途添付することも可とする。

(案件例)

- 浚渫（床掘）工事（コリンズ登録情報のみでは、設定された純土量を超える同種実績があるか確認できないと思料される場合）
- 地盤改良工事（コリンズ登録情報のみでは、設定された改良厚さを超える同種実績があるか確認できないと思料される場合）

2. その他基準関係の見直し事項について

①工事実績データ資料添付の簡素化（入札説明書記載様式）

企業記入様式

同種工事の施工実績等
会社名: ○○○○

① 企業に行ける同種工事	②請負実績	一次下請け実績による申請の有無		有	
	③工事名称	○○○○工事			
	④発注機関名	○○○○○○			
	⑤契約金額				0円
	⑥工期	HO.O.O	~	HO.O.O	
	⑦受注形態等	単体	建設共同企業体	建設共同企業体の出資比率 %	
	⑧工事成績			〇〇	点
	⑨CORINSへの登録の有無	有	無	CORINS登録番号	〇〇〇
	⑩より同種性の高い工事の発注の有無	有	無		
	⑪工事概要	△△において〇〇mの〇〇を施工			
② 中核地方整備局等の施工実績	⑫管内施工実績の有無	有	無		
	⑬工事名称	○○○○工事(①と同じ工事の場合は、「企業の同種工事と同じ」と記載)			
	⑭発注機関名	○○○○○○			
	⑮工期	HO.O.O	~	HO.O.O	
	⑯施工場所	〇〇県〇〇港(海岸)			
	⑰CORINSへの登録の有無	有	無	CORINS登録番号	〇〇〇
その他	⑱登録海上配置基幹技術者又は建設マスターの配置の有無	有	無	⑳評価対象作業船の使用有無	有 無
	㉑ICT活用の有無	有	無	㉒優良工事表彰、安全工事表彰又はその他表彰の受賞実績の有無	有 無
	㉓新主任(監理)技術者及び技術指導者の配置の有無	有	無		

技術者記入様式

主任(監理)技術者の資格・工事経験・継続教育(CPD)等
会社名: ○○○○

① 技術者に行ける同種工事	①配属予定技術者の 従事役職・氏名・生年月日	監理技術者	主任技術者	フリガナ	○○○○	生年月日	
				氏名	○○○○	S-H	〇.〇.〇(〇歳)
	②法令による資格・免許	監理技術者資格・監理技術者講習		資格名			
		有	無	〇級○○○			
	③評価対象	保有資格数	資格名①	資格名②			
	④継続教育			取得単位(ユニット等)			
	⑤優良工事			注)本工事に準ずる前の〇月〇日に他工事が完了するため本工事に従事可能			
	⑥地域貢献			本社の貢献なし			
	② 企業に行ける同種工事	⑧請負実績	一次下請け実績による申請の有無		有		
		⑨工事名称	○○○○工事(企業における同種工事と同じ場合は、「企業の同種工事と同じ」と記載)				
⑩発注機関名		○○○○○○					
⑪契約金額					0円		
⑫工期		HO.O.O	~	HO.O.O			
⑬受注形態等		単体	建設共同企業体	建設共同企業体の出資比率 %			
⑭従事役職・期間		従事役職	従事期間				
		〇〇〇	HO.O.O	~	HO.O.O		
⑮出産等取得理由及び期間		取得理由	出産等取得理由及び期間				
			HO.O.O	~	HO.O.O (C/P+月〇日)		
⑯工事成績			〇〇	点			
⑰CORINSへの登録の有無	有	無	CORINS登録番号	〇〇〇			
⑱より同種性の高い工事の発注の有無	有	無					
⑲工事概要	△△において〇〇mの〇〇を施工						
③ 企業が行ける他工事の実績状況	⑳工事名称	○○○○工事					
	㉑発注機関名	○○○○○○					
	㉒工期・従事役職	工期		従事役職			
		HO.O.O	~	HO.O.O	〇〇〇		
	㉓CORINSへの登録の有無	有	無	CORINS登録番号	〇〇〇		

記載された登録番号を当局にて検索・出力したうえで実績確認

2. その他基準関係の見直し事項について

②より同種の実績を求める際の数値要件の丸め処理について

企業及び配置予定技術者の「より同種性の高い工事」の実績における数値要件については、設計数量と同等の数量を設定してきたが、有効数字2桁以下切り捨てで端数処理を実施することとする。

例：浚渫工事の場合

56,790m³の浚渫工事 = (より同種) 56,000m³以上の施工実績を求める。

ケーソン製作工事の場合

2,989tのケーソン製作工事 = (より同種) 2,900t以上の施工実績を求める。

築堤盛土工事の場合

24,592m³の盛土工事 = (より同種) 24,000m³以上の施工実績を求める。

地盤改良工事の場合

24.7mの地盤改良工事 = (より同種) 24m以上の施工実績を求める。